

IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～

レバレッジ比率規制に関する、オンバランス処理するかオフバランス処理するかの論点



2014年1月12日にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)が公表したレバレッジ比率の改訂版(改訂テキスト)によって、銀行は自らのバランスシートの規模に注目している。その規制の導入に伴い、一部の銀行は自らのバランスシートをより詳細に吟味し、現行のクライアント・マネーの会計処理(特に、クライアント・マネーをオンバランスで認識すべきか否か)の見直しを行っている。例えば、UBSは、2014年第4四半期の報告書において、特定のクライアント・マネー残高の認識方法を変化する実務に合わせるように会計方針を変更した。

クライアントから資金を受け入れている銀行は、その資金がオンバランスで認識するための要件を満たしているか否かを検討しなければならない。

会計処理の分析は複雑である可能性があり、通常個別の事実及び状況に応じて非常に特殊なものとなる。本ニュースレターでは、検討すべき要因の一部に焦点を当てている。

多様な法的取決め

多数の金融機関その他の企業は、委託証拠金が必要な取引または保護預り業務の結果として、あるいは通常の業務の過程で行われるその他の取引(例:委託売買または清算業務)の一環として、クライアントのために資金を保有している。この資金の保有に関する契約条件は、多様なものとなりうる。

多様な契約条件の一端には、顧客の当座預金または普通預金口座がある。これらの口座は銀行の資産から法的に分離されておらず、銀行は、口座の預金を行内に維持しつつも、銀行自身の目的のために自由に顧客の資金を使用することができる。顧客から受け入れた資金は銀行の資産となるが、銀行はそれと同額の現金を顧客に返済する義務を負っている。預入れられた資金は、もはや「クライアント・マネー」ではない。この場合、オンバランスで認識するための要件は通常満たされているため、顧客の預金口座は通常(借方現金、貸方顧客に対する負債と複式帳簿に記載される形で)銀行の財政状態計算書に認識されている。

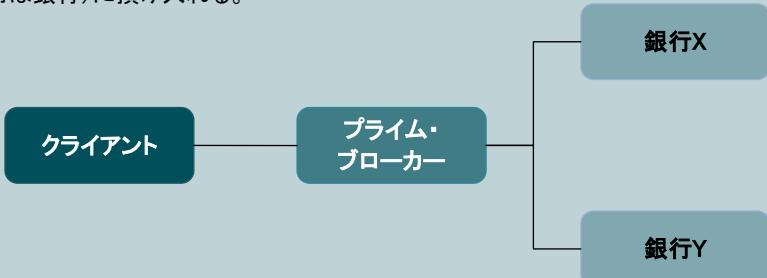
対照的に、以下のすべての条件を満たしている場合には、オンバランスで認識するための要件を満たしていない可能性が高いため、クライアント・マネーはオフバランス処理される。

- 銀行がクライアントのために保有するファンドが銀行の資産から分離されており、銀行はそのファンドを利用することができない。
- クライアントが銀行に対する償還請求権を有していない。
- 利息がすべてクライアントの利益のために回収されている。

以下の図は、クライアント・マネーが発生する可能性のある契約の例を説明している。

プライム・プローカレッジ契約

プライム・プローカレッジ契約に基づき、ヘッジ・ファンドまたは投資マネージャー（クライアント）は通常、プライム・ブローカーに資金を預け入れる。プライム・ブローカーはその後、クライアントから受け入れた資金を1つまたは複数の第三者（サブ・カストディアン、通常は銀行）に預け入れる。



プライム・プローカレッジ契約の条件によっては、クライアントは自らの資金を「指定クライアント口座」という自らの名称のみが付いている口座に預け入れるか、または異なるクライアントからの資金を一括で保有する「一般クライアント口座」に預け入れるかを選択できる場合がある。前者の場合、クライアントは通常自らの資金がどこに預けられているか（例：銀行Xのクライアント口座に預けられていること）を知ることになる。後者の場合、クライアントは自らの資金がどこに預けられているかを知ることができない。

問題となるのは、プライム・ブローカーが自らの財政状態計算書にクライアント・マネーを計上しなければならないか否かである。

検討すべき要因

IFRSは、クライアント・マネーの認識について具体的なガイダンスを有していない。現金は金融資産であるため、適切な会計上の取扱いを決定するうえで、IAS第39号またはIFRS第9号が適用される。IAS第39号またはIFRS第9号に基づき、企業は、金融資産の契約条項の当事者となる場合に、その金融資産を自らの財政状態計算書に認識する。企業が金融資産の契約条項の当事者となるか否かの判定の際には、企業が本人の立場で金融資産の契約条項の当事者であるのか、またはクライアントのために活動する代理人（受託者）の立場でその当事者であるのかの検討も行われる。

銀行がその取引において本人として活動する場合には、銀行はクライアントから受け入れた資金を自らの財政状態計算書に計上する。この場合、銀行は資産を有している。「財務報告に関する概念フレームワーク」では、資産は、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源と定義されている。

上記の判定の際には、以下の要因が検討される可能性がある。

信用その他のリスクに対するエクスポージャー

検討すべき問題は、銀行Xまたは銀行Yが資金を返済できない場合において、誰がリスクを負担するかである。プライム・ブローカーは、この場合にクライアントが被るいかなる損失も補填する義務を有しているかが問題となる。

クライアントとプライム・ブローカー間の契約では、誰が信用リスクを負担するかが明記されていない可能性があるため、信用リスクの負担者を決定するには、すべての契約条件の分析が必要となり、判断が必要となる可能性がある。様々な起こりうるシナリオを検討することも必要となりうる。例えば、銀行Xが破綻した場合、銀行Xが破産管財手続に入ってからプライム・ブローカーがクライアント口座にアクセスできるようになるまでに遅れが生じる可能性がある。その遅れの間に、クライアントがプライム・ブローカーに資金を請求した場合には、どうなるのであろうか。

支配

誰がクライアントからの資金を支配し、誰がその資金に関連する将来の経済的便益を享受するのであろうか。プライム・ブローカーは、自らの目的のためにその資金を使用して経済的便益を実現できるのであろうか。それとも、プライム・ブローカーの役割は、純粹にクライアントのためにその資金を管理することにあるのであろうか。以下の点も検討される可能性がある。

- クライアントの資金がプライム・ブローカーのそれ以外の資産から法的に分離されているか。
- プライム・ブローカーによるその資金の使途について制限があるか。
- 誰がその資金の使途を意思決定しているのか。
- プライム・ブローカーはその資金を再投資することができるか。
- その資金を投資する場合、誰がその投資のリスクを負担し、誰がその経済的便益を享受するのか。
- サブ・カストディアンを利用してその資金を保有することが許容されている場合、クライアントはサブ・カストディアンの利用を拒否する権利、または自らに合ったサブ・カストディアンを選択する権利を有しているか。

受益権

現金の保有に伴う将来の経済的便益の1つには、その現金を投資し利息を稼得することができる点がある。この利息の全部または一部は、クライアントまたはプライム・ブローカーに流入する可能性がある。プライム・ブローカーへの資金の流入がプライム・ブローカーが提供した特定のサービスの対価であるか否か、またはその資金の流入が利息の経済的便益を表しているか否かの決定には、判断が必要となる可能性もある。

以上

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

田中 雄大

T: 03-3548-5102

E: yuta.tanaka@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年7月に発行した「THE BANK STATEMENT Q2 2015 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報を求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。